

I 調査事績の概要

1 令和3事務年度における法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和3事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人1,452件（前年対比157.0%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は1,133件（同150.9%）、その申告漏れ所得金額は163億95百万円（同81.9%）、追徴税額は38億21百万円（同150.6%）となっています。

(注)1 令和3事務年度の調査事績は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和3年7月から令和4年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項目		令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	925 件	33.7 %	1,452 件	157.0 %
非違があった件数	2	751 件	36.3 %	1,133 件	150.9 %
うち不正計算があった件数	3	259 件	37.8 %	412 件	159.1 %
申告漏れ所得金額	4	20,015 百万円	80.6 %	16,395 百万円	81.9 %
うち不正所得金額	5	7,197 百万円	49.8 %	11,975 百万円	166.4 %
調査による追徴税額	6	2,538 百万円	45.8 %	3,821 百万円	150.6 %
うち加算税額	7	484 百万円	42.7 %	771 百万円	159.2 %
不正発見割合(3/1)	8	28.0 %	3.0 ポイント	28.4 %	0.4 ポイント
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	21,638 千円	239.0 %	11,291 千円	52.2 %
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	27,789 千円	131.7 %	29,065 千円	104.6 %
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	2,743 千円	135.9 %	2,632 千円	95.9 %

(注)調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和3事務年度においては、法人消費税について、1,421件（前年対比156.3%）の实地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は891件（同147.8%）、その追徴税額は24億31百万円（同101.4%）となっています。

○ 法人消費税の实地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
实地調査件数	1	909 件	34.5 %	1,421 件	156.3 %
非違があった件数	2	603 件	39.9 %	891 件	147.8 %
うち不正計算があった件数	3	204 件	39.5 %	340 件	166.7 %
調査による追徴税額	4	2,398 百万円	135.7 %	2,431 百万円	101.4 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	1,228 百万円	122.1 %	1,364 百万円	111.1 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	2,638 千円	392.6 %	1,711 千円	64.9 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	6,018 千円	309.4 %	4,012 千円	66.7 %

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 令和3事務年度における源泉所得税等の調査事績の概要

令和3事務年度においては、1,683件（前年対比152.6%）の源泉徴収義務者について实地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は621件（同150.0%）で、その追徴税額は9億18百万円（同188.8%）となっています。

○ 源泉所得税等の实地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	148,637 件	99.6 %	149,689 件	100.7 %
实地調査件数	2	1,103 件	33.6 %	1,683 件	152.6 %
非違があった件数	3	414 件	37.5 %	621 件	150.0 %
うち重加算税適用件数	4	62 件	44.6 %	129 件	208.1 %
調査による追徴税額	5	486 百万円	49.5 %	918 百万円	188.8 %
うち重加算税適用追徴税額	6	308 百万円	85.6 %	523 百万円	169.8 %
調査1件当たりの追徴税額	7	441 千円	147.5 %	545 千円	123.6 %

(注) 調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。